

# ○一関工業高等専門学校学則

(昭和39年4月1日制定)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 一関工業高等専門学校(以下「本校」という。)は、教育基本法にのっとり、学校教育法及び独立行政法人国立高等専門学校機構法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 前項の目的と社会的使命を達成するため、組織的に教育水準の維持向上を図り、教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行われるよう努める。

(自己評価)

第1条の2 本校は、教育及び研究等の状況について自ら点検及び評価と改善を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 修業年限、在学年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第2条 修業年限は、5年とする。

(在学年限)

第3条 在学年限は、10年とする。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の前期・後期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

2 校長は、特別の必要があると認めるときは、前項の各学期の期間を変更することがある。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

一 国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)

二 日曜日及び土曜日

三 春季休業

四 夏季休業

- 五 冬季休業
- 六 学年末休業

2 前項第三号から第六号に規定する休業日及び臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第7条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

### 第3章 学科、学科の教育目的、入学定員及び教職員組織

(学科及び学科の教育目的)

第8条 本校に、未来創造工学科を置く。

- 2 未来創造工学科は、歴史・文化・伝統を尊重しつつ持続可能社会の形成に向けた貢献ができ、さらに実践的な専門知識と技術を活用しながらグローバル社会で活躍できる創造的な人材を育成することを目的とする。

(入学定員等)

第8条の2 学科、学級数、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員	収容定員
未来創造工学科	4	160人	800人

2 第8条第1項に規定する学科に、第2学年から次の系を設ける。

- 一 機械・知能系
- 二 電気・電子系
- 三 情報・ソフトウェア系
- 四 化学・バイオ系

3 学級の編成及び前項に規定する系の配属・決定方法等については、別に定める。

(教職員)

第9条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 教職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。
- 3 第1項に定めるもののほか、必要な教職員を置くことができる。

(教務主事、学生主事及び寮務主事)

第10条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

- 2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- 3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
- 4 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舍における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第11条 本校に庶務，会計及び教務並びに学生の厚生補導に関する事務を処理するため，事務部を置く。

(内部組織)

第12条 前2条に規定するもののほか，本校の内部組織は，別に定めるところによる。

#### 第4章 教育課程等

(授業を行う期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第14条 本校の教育課程は，授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 授業科目及びその単位数は，一般科目にあつては別表第1，専門科目にあつては別表第2のとおりとする。

3 各授業科目の単位数は，30単位時間（1単位時間は，50分を標準とする。第5項において同じ。）の履修を1単位として計算する。

4 前項の規定にかかわらず，本校が定める授業科目については，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算することができる。

一 講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

三 1の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前二号に規定する基準を考慮して本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計は，60単位を超えないものとする。

6 前3項の規定にかかわらず，卒業研究の単位は，学修の成果を評価して認定するものとする。

7 特別活動の単位時間数は，別表第3のとおりとする。

(メディアを利用して行う授業)

第14条の2 校長は，文部科学大臣が別に定めるところにより，前条の授業を，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項に関し必要な事項は，別に定める。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第14条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第14条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項に関し必要な事項は、別に定める。

(学年の課程の修了又は卒業の認定)

第15条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第16条 前条の認定の結果、原学年に留められた者は、当該学年に係る授業科目を再履修することができる。

## 第5章 入学，転系，休学，退学，転学，留学及び卒業

(入学資格)

第17条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 中学校を卒業した者
- 二 中等教育学校の前期課程を修了した者
- 三 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 七 その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第18条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

- 2 校長は、入学定員の一部について、前項の選抜によるほか出身学校の長からの推薦に基づき、学力検査を免除し、面接及び調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行うことができる。
- 3 校長は、前2項の選抜の結果に基づき、第30条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除の申請書を受理された者にあつては、入学を許可することができる。

(編入学の許可)

第19条 校長は、第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学するものと同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条第1項及び第3項の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。

(転入学)

第19条の2 他の高等専門学校から転入学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合に限り、選考の上、相当学年に転入学を許可することがある。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の手続)

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに保護者等と連署した入学誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

- 2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

(転系)

第21条 転系を希望する者があるときは、校長は、学年の初めにおいて、選考の上第3学年までに限り、転系を許可することがある。

(休学)

第22条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学の期間)

第23条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年ごとに休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して5年を超えることができない。
- 3 休学期間は、修業年限に算入しない。

(復学)

第24条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

(出席停止)

第25条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学)

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することがある。

(他の学校への入学等及び留学)

第27条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

5 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(卒業)

第28条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

(称号)

第28条の2 卒業した者は、準学士(工学)と称することができる。

## 第6章 入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(入学検定料)

第29条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(昭和16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「規則」という。)に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第30条 入学料の額は、規則に定める額とする。

2 前項の入学料は、入学しようとする者が入学のための所要の手続を行う際に納付しなければならない。

(授業料)

第31条 学生は、規則に定める授業料を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

- 2 前項の授業料は、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に納付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学しようとする者が入学のための所要の手続きを行うときに申し出により納付することができる。

(学年の途中で入学した者の授業料)

第32条 学年の途中で入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付するものとする。

(学年の途中で退学する者の授業料)

第33条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは、授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第34条 寄宿舎に入舎している学生は、入舎した日の属する月から退舎する日の属する月までの間、毎月規則に定める寄宿料を納付するものとする。

(入学料、授業料又は寄宿料の減免若しくは徴収猶予)

第35条 本校入学前1年以内において、入学する者の学費を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者であつて入学料の納付が著しく困難であると認められる場合、又はこれらに準ずると認められる場合においては、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

- 2 学生又は学資負担者が経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 3 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。
- 4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(入学検定料等の返還)

第36条 納付済の入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返環しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、学生の申し出によりそれぞれの額を返還する。

- 一 第31条第3項の規定により、前期分授業料を納付するとき、後期分授業料を併せて納付した者が後期分授業料の収納時期前に休学又は退学したときには、後期分の授業料に相当する額

- 二 第31条第4項の規定により、授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退したときには、当該授業料相当額

## 第7章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

第37条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第38条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。

(懲戒)

第39条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

- 一 長期間にわたり行方不明の者
- 二 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 三 第18条第3項ただし書に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学科を納付しない者

## 第8章 専攻科

(設置)

第41条 本校に専攻科を置く。

(目的)

第42条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(専攻及び入学定員)

第43条 専攻科の専攻、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
----	------	------

システム創造工学専攻	16名	32名
------------	-----	-----

2 第1項に規定する専攻に、次のコースを設ける。

- 一 機械コース
- 二 電気電子コース
- 三 情報コース
- 四 応用化学コース

(修業年限及び在学年限)

第44条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第45条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により、大学に編入学することができる者
- 四 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 五 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- 六 その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第46条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜の上、入学を許可する。

(教育課程)

第47条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第4のとおりとする。

2 単位の修得方法については、別に定める。

(休学の期間)

第48条 専攻科学生の休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、第44条に定める修業年限及び在学年限に算入しない。

(修了)

第49条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修した者で、62単位以上の単位を修得した者について、修了を認定する。ただし、年度の終わりに行う修了の認定を受けることができなかった者については、別に定めるところにより修了の認定を行うものとする。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第50条 専攻科学生については、第4条から第7条まで、第13条、第14条の2、第14条の4第1項、第20条、第22条、第24条から第26条まで、第27条第2項、第29条から第40条までの規定を準用する。この場合において、第27条第2項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは、「外国の大学」と、読み替えるものとする。

(その他)

第51条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

## 第9章 寄宿舎

(寄宿舎)

第52条 本校に寄宿舎を設ける。

2 寄宿舎の運営その他必要な事項は、別に定める。

## 第10章 研究生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第53条 本校において、特定の事項に関し研究を志願する者があるときは、本校の教育研究に支障がない場合に限り、校長は、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第54条 本校において、特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、本校の教育に支障がない場合に限り、校長は、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第55条 本校において所定の授業科目のうち1科目又は複数科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、校長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位の修得を認定することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第55条の2 本校と他の大学、短期大学又は高等専門学校との間の単位互換協定等に基づき、当該大学等の学生が本校において特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、校長は、特別聴講学生として入学を許可し、単位の修得を認定することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 外国人留学生及び外国人受託研修員

(外国人留学生)

第56条 外国人で、本校に入学を志願する者があるときは、校長は、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人受託研修員)

第57条 校長は、教育研究に支障がない場合に限り、外国人受託研修員を受け入れることができる。

2 外国人受託研修員に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 公開講座

(公開講座)

第58条 本校に、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (昭和39年4月1日規則第1号)

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年4月1日規則第1号)

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年4月1日規則第1号)

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年4月1日規則第5号)

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年2月19日規則第3号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日規則第6号)

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

2 第27条及び第28条の適用は、昭和48年度国立工業高等専門学校入学者選抜を行う場合からとする。

3 この規則の施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。また、第29条の適用は、昭和47年度において第1学年に入学する者は昭和47年度に限り、前期分については改訂前の額とし、後期分については改訂後の額とする。

附 則 (昭和48年2月14日規則第1号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年2月28日規則第1号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第1号の改正規定については、昭和48年4月12日から、第9条第1項及び第2項の改正規定については、昭和49年4月11日から適用する。

附 則（昭和50年11月28日規則第3号）

この規則は、昭和50年11月28日から施行し、改正後の第18条第2項ただし書、同第35条第1項及び第4項の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年4月1日規則第2号）

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、この規則による改正後の一関工業高等専門学校学則（以下「改正後の学則」という。）第31条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和51年度において入学した者が納付する同年度に係る授業料の額は、改正後の学則第31条第1項の規定にかかわらず、前期において納付する額を9,600円、後期において納付する額を21,600円とし、当該前期及び後期に納付する額を合せた額とする。
- 4 この規則の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、改正後の学則第31条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額とする。
- 5 昭和51年度において入学した者について改正後の学則第32条の規定を適用する場合には、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「前期又は後期において納付する授業料の額の6分の1」とする。
- 6 第3項の規定が適用される者について改正後の学則第33条の規定を適用する場合には、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額」とあるのは「前期において納付する額」とし、「授業料の年額に相当する額」とあるのは「前期及び後期において納付する額を合せた額」とする。

附 則（昭和52年4月1日規則第2号）

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年度の第2学年以上に係る教育課程については、この規則による改正後の、一関工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第14条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規則による改正前の学則別表第1及び別表第2中「毎週授業総時数」とあるのは「単位数」と、「学年別毎週授業時数」とあるのを「学年別配当単位数」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 昭和52年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額及び昭和52年度における入学を許可される者に係る入学料の額は、この規則による改正後の学則第29条及び第30条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和53年4月1日規則第2号）

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、この規則による改正後の学則第31条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、改正後の学則第31条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（昭和54年4月1日規則第4号）

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、改正後の第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和55年1月22日規則第1号）

この規則は、昭和55年1月22日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日規則第6号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月8日規則第2号）

- 1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 改正後の一関工業高等専門学校学則（以下「改正後の学則」という。）第14条第2項別表第1については、昭和57年度に入学する者並びに改正後の学則別表第2の機械工学科については、昭和57年度第4学年に在学する者、化学工学科については、昭和57年度第4学年及び第5学年に在学する者から適用する。

附 則（昭和57年7月9日規則第5号）

この規則は、昭和57年7月9日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日規則第4号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年10月1日規則第5号）

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月4日規則第1号）

- 1 この規則は、昭和62年3月4日から施行する。
- 2 改正後の第14条第2項別表第2の機械工学科については、昭和62年度に入学する者から適用する。

附 則（昭和63年3月28日規則第1号）

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

- 2 この学則施行の際、化学工学科の第3学年以上に在学する者に係る専門科目の教育課程については、なお従前の例による。

附 則（平成元年4月6日規則第6号）

- 1 この規則は、平成元年4月6日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 平成元年度において、第2学年以上に在学する者に係る学科、学級数及び入学定員については、第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成2年10月1日規則第4号）

- 1 この規則は、平成2年10月1日から施行する。ただし、改正後の一関工業高等専門学校学則別表第2化学工学科については、平成2年4月1日から適用する。
- 2 昭和61年度以前の入学者に係る化学工学科教育課程については、なお、従前の例による。

附 則（平成3年7月31日規則第6号）

- 1 この規則は、平成3年7月31日から施行する。
- 2 改正後の学則第31条第4項の規定は、平成3年3月15日から適用する。
- 3 改正後の同学則第14条第2項別表第2の専門科目「制御情報工学科」については、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年3月11日規則第1号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月16日規則第5号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 化学工学科は、改正後の第8条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成8年11月13日規則第17号）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月4日規則第6号）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年1月14日規則第1号）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日規則第6号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月9日規則第2号）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月4日規則第15号）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月13日規則第17号）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月19日規則第5号）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月10日規則第14号）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月17日規則第6号）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月17日規則第9号）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年1月15日規則第11号）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月16日規則第10号）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月15日規則第10号）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第23号）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月18日規則第5号）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月13日規則第35号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月22日規則第39号）

1 この学則は、平成19年2月22日から施行する。

2 この学則の施行時に専攻科に在籍する者は、改正後の学則第47条の2に基づき履修している者とみなす。

附 則（平成19年3月8日規則第40号）

- 1 この学則は、平成19年3月8日から施行する。
- 2 改正後の学則第6条第1項、第9条第1項、別表第1及び別表第2は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年9月13日規則第72号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日規則第73号）

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第82号）

- 1 この学則は、平成20年3月25日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年5月15日規則第1号）

この学則は、平成20年5月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年9月25日規則第12号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第17号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月9日規則第4号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月8日規則第4号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日規則第10号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月21日規則第3号）

- 1 この学則は、平成23年6月21日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この学則施行時において在学する学生について、校長が認める場合、改正後の第49条の規定を適用することができる。

附 則（平成23年8月30日規則第7号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月11日規則第2号）  
この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日規則第6号）  
この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月25日規則第4号）  
この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月7日規則第12号）  
この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第5号）  
この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月6日規則第9号）  
この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月12日規則第13号）  
この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日規則第23号）  
この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月11日規則第1号）  
この学則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年8月4日規則第8号）  
この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月2日規則第16号）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則第8条第1項の規定にかかわらず、第1条に規定する目的を達成するため、本校に次の学科を置く。
  - 一 機械工学科
  - 二 電気情報工学科
  - 三 制御情報工学科
  - 四 物質化学工学科
- 3 前項に規定する学科の教育目的は、次のとおりとする。
  - 一 機械工学科は、設計・製作に強く幅広い分野で活躍できる機械技術者の養成を行うことを目的とする。
  - 二 電気情報工学科は、エネルギー及び電気・情報技術分野等において幅広く活躍できる電気技術者の養成を行うことを目的とする。

- 三 制御情報工学科は、機械制御及び情報技術分野等において幅広く活躍できる制御・情報技術者の養成を行うことを目的とする。
- 四 物質化学工学科は、物質生産の分野において幅広く活躍できる化学技術者の養成を行うことを目的とする。
- 4 第2項に規定する学科は、平成29年3月31日に当該学科に在学する者及び平成31年度までに編入学した者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前項の適用者に係る学科、学級数及び教育課程等については、第8条、第8条の2及び第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 第4項の適用者に係る転科は、第21条の規定を準用する。

附 則（平成30年3月7日規則第16号）  
この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月2日規則第5号）  
この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月7日規則第14号）  
この学則は、平成31年4月1日から施行する。

- 附 則（令和2年3月25日規則第22号）
- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
  - 2 平成31年度以前に専攻科に入学した者は、令和2年度に限り、本校が定める「生産技術情報システム工学」教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）を履修しなければならない。
  - 3 教育プログラムの履修方法については別に定める。

附 則（令和2年4月30日規則第2号）  
この学則は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年9月23日規則第8号）  
この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月4日規則第23号）  
この学則は、令和3年4月1日から施行する。

- 附 則（令和3年9月27日規則第7号）
- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
  - 2 この学則第43条第1項の規定にかかわらず、第42条に規定する目的を達成するため、本校専攻科に次の専攻を置く。
    - 一 生産工学専攻
    - 二 物質化学工学専攻
  - 3 前項に規定する専攻の教育目的は次のとおりとする。

- 一 生産工学専攻は、機械、電気電子、情報工学等の基礎的専門分野を基盤とし、それぞれ得意とする専門領域の深い知識・能力を持つとともに、異なる分野の基本的素養を兼ね備え、新技術の開発や新分野への展開等に柔軟に対応できる創造性豊かな研究開発型の技術者を養成することを目的とする。
- 二 物質化学工学専攻は、環境、エネルギー、材料、バイオなどの広範な分野に関心を持ち、化学工学および生物工学の知識を駆使して、環境に配慮した新技術や新物質の創成、工業製品のプロセス開発等に対応できる化学技術者を養成することを目的とする。
- 4 第2項に規定する専攻は、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前項の適用者に係る専攻及び教育課程等については、第43条、第47条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月3日規則第26号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月7日規則第3号）

この学則は、令和4年7月7日から施行する。

附 則（令和4年8月4日規則第5号）

この規則は、令和4年8月4日から施行する。

附 則（令和5年2月8日規則第15号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日規則第22号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日規則第34号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月25日規則第3号）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月4日規則第8号）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月24日規則第2号）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月6日規則第13号）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。